



平成 28 年 7 月 29 日

各 位

会社名 株式会社 フィット  
代表者名 代表取締役社長 鈴江 崇文  
(コード番号：1436)  
問合せ先 取締役管理本部長 尾崎 昌宏  
(03-5778-9436)

### 再発防止策に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 6 月 25 日付「第三者調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社における売上げの計上時期に関する事実関係等の調査及び会計処理の適正性についての検討を行うことを目的として第三者調査委員会を設置し、第三者調査委員会から同年 6 月 24 日付で調査の結果判明した事実関係及びその問題点の報告並びに再発防止のための提言を目的とする調査報告書（以下「本報告書」といいます。）を受領いたしました。

その後、当社におきましては、本報告書における指摘事項及び提言を勘案し、再発防止策の検討を重ねてまいりました。今般、当社が実施する再発防止策の内容について下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、再発防止策のより具体的な内容及びスケジュールに関しては、後日改めて開示いたします。

株主の皆様をはじめとする関係各位に対し、多大なるご心配、ご迷惑をお掛けしたことを、深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 経営責任について

当社は、上場企業として重大な責任があることを深く反省するとともに、今回の事態の重要性について厳粛に受け止め、その責任の所在を明確にするために、以下のとおり、役員報酬を減額いたします。

なお、以下の役員報酬の減額を決定するにあたり、当社は、当社の株式を保有する各役

員及び当社代表取締役の資産管理会社が、平成 28 年 3 月期の配当金（本日付で別途開示しました「剰余金の配当に関するお知らせ」に記載の配当金）の受領を自ら辞退したことを考慮しております。

当社取締役会の決定に基づき、以下のとおり報酬減額を行います。

代表取締役	鈴江 崇文	報酬月額を 30%減額	3 カ月間
取締役	尾崎 昌宏	報酬月額を 30%減額	3 カ月間
取締役	佐伯 卓彦	報酬月額を 20%減額	2 カ月間

## 2. 再発防止策

当社は、本報告書における指摘事項及び提言を踏まえ、以下のとおり、再発防止策を策定し、実施いたします。

### (1) コーポレートガバナンスの強化

本報告書では、当社において、経営の監視及び牽制機能が健全に発揮されるためのコーポレートガバナンスの強化が必要である旨が指摘されています。これを受けて、当社は、コーポレートガバナンスの強化のために以下の施策を講じることを決定いたしました。

#### ① 監査等委員会設置会社への移行

当社においては、内部管理体制に不備があったものの、取締役会及び監査役会の監査・監督機能が十分に機能せず、改善が図られませんでした。そこで、より実効的な監査・監督を可能とするべく、当社は、監査等委員会設置会社へと移行いたします。

監査等委員会の構成員である監査等委員の過半数は社外取締役である必要があること、監査等委員には監査等委員以外の取締役の選任・解任、報酬等への意見陳述権及び取締役会における議決権があること、監査等委員は適法性監査に加えて妥当性監査も行うこと等から、当社は、監査等委員会設置会社に移行することにより、コーポレートガバナンスの強化を図ることができると考えております。

また、監査等委員会における監査・監督機能が十分に発揮されるよう、適切な能力及び経験を有する人材を新たに社外取締役に加える予定です。

監査等委員会設置会社への移行等につきましては、平成 28 年 8 月 30 日開催予定の定時株主総会において、定款変更等必要な関連議案について承認をいただくこと

を条件に、実行させていただく予定であります。詳細につきましては、本日付で別途公表させていただいている「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」をご確認ください。

## ② ガバナンス委員会の設置

当社の経営陣に対して牽制機能を発揮する機関を設けることにより、経営の透明性・公正性を確保することを目的として、取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会を設置することといたします。

ガバナンス委員会は、当社の管理部門の取締役及び社外取締役により構成するものとし、以下の各号について審議、監督又は提言し、取締役会に対して意見を申述します。また、ガバナンス委員会の機能を実効的なものとするために、ガバナンス委員会が必要に応じて専門的な知見を有する外部専門家からの意見を得ることができるよう体制を整備いたします。

- (a) 取締役の選任及び解任に関する審議
- (b) 経営会議等の重要な会議体の監視監督
- (c) 経営陣のガバナンス機能向上に向けた提言
- (d) 内部監査室の監視監督
- (e) その他取締役会における意思決定の公正性を担保するために必要であるとして取締役会が諮問する事項に関する審議

## (2) コンプライアンスに対する役職員の意識の向上を図る施策

本報告書では、当社の役職員についてコンプライアンス意識が希薄であった旨が指摘されています。当社は、かかる指摘を重く受け止め、法令や会計原則等を遵守するコンプライアンス意識の向上を図ることを必須の課題とし、外部の研修機関を利用したコンプライアンス研修を継続的かつ定期的に開催するとともに、社内においても入社時研修や勉強会を実施することで、役職員のコンプライアンス意識の向上に継続的に取り組んでまいります。

## (3) 内部管理体制及び業務体制の見直し

本報告書では当社の内部管理体制及び業務体制について具体的な改善点が指摘されています。これらの指摘を受けて、当社は、以下のとおり、各施策を実施いたします。

なお、当社は、第9期以降、電力会社の資料（電力申込書等）から明らかとなる系統連携日をもって売上計上日といたします。ただし今後、会計監査人との協議の結果、承諾を得ることを条件として、売上計上日を変更する可能性がございます。

① 経理部門における売上計上手順の見直し

売上げの計上処理手順において、経理担当者は仕訳データの入力の際に根拠となる証憑を添付し、入力後は上長による承認手続を要するものとします。さらに、仕訳データの承認権者を経理担当者の上長に限定し、承認取消権者は承認権者の上長に限定するものとします。また、根拠となる証憑は必ず書類又は電子データとして保存し、いつでも直ちに参照できるように保管するものとします。そして、これらの計上手順に関する業務マニュアルを作成し、役職員に周知徹底いたします。

② 会計システムの見直し

当社の会計システムにおいて、承認権者を経理担当者の上長に限定し、かつ、承認取消権者を承認権者の上長に限定いたします。また、その前提としてパスワードは各 ID の使用者が自ら決定し適切に管理することで、なりすまし行為を防止するものとします。そして、これらの会計システムに関する業務マニュアルを作成し、役職員に周知徹底いたします。

③ 営業部門における証憑取得手順の見直し

営業部門では、売上計上の証憑を適時適切に取得し、保存する体制の構築を進めるため、業務フローを見直します。具体的には、従来、顧客の購入意思を確認する証憑として位置づけていた工事注文書（購入申込書）の取得を廃止するとともに、顧客の面前で売買契約書を締結する運用を実施します。また、売上計上の証憑となる売買契約書や受領書には実態に合致した日付を必ず記入するようにいたします。そして、これらの手順に関する業務マニュアルを作成し、役職員に周知徹底いたします。

さらに、新たな種類の取引が発生した場合には、毎週開催される経営会議において必要な手続を検討する等、迅速に対応するとともに、社内において適切に情報を共有することといたします。

④ 内部監査室の充実

当社の内部監査室は、これまで他部門の従業員が兼任で担当しており、必ずしも十分な内部監査が行われておりませんでした。今後は、内部監査室が監査等委員会及び会計監査人とも緊密に連携を取った上で、より実効性のある内部監査を実施できるよう、内部監査室の担当者の兼任状態を解消し早急に専任者を選定いたします。そして、当該専任者を中心に、実務経験豊富な外部アドバイザーによる助言を受けながら、当社の内部監査体制を抜本的に改善してまいります。

⑤ 経営会議の機能の強化

当社の取締役間の牽制を有効に機能させるとともに、売上計上にかかる問題だけでなく当社における様々な課題を早期に発見・共有し、適切に意思決定を行うことを可能とするため、当社の常勤取締役で構成される経営会議の運営方法を月1回の開催から週1回に変更いたします。

また、経営会議における協議結果が適切に取締役会に報告されるようにすることで、取締役会においては、社外取締役を含めた全取締役によって問題意識が共有され、その改善に向けた施策を実行することが検討・決議されるようにいたします。

#### ⑥ 社内規程の整備

今回決定した各施策を制度化するとともに、当社の各部門間の相互牽制を機能させるべく、必要な権限と責任を明確化するため、早期に社内規程の整備を行います。また、整備した社内規程を実効性のあるものとするために、社内規程の周知徹底を図り、社内規程に反する例外的な運用を排除いたします。

#### ⑦ 内部通報用外部窓口の設置

様々な社内の問題点について、社内から情報の収集を図り早期に解決するために、内部通報制度を整備いたします。

具体的には、顧問弁護士を含む内部監査室へのホットラインを設置し、匿名による通報も可能といたします。なお、ホットラインに通報があった場合、通報者に不利益が生じないように十分に配慮する仕組みを導入いたします。

#### ⑧ 人員配備の改善にかかる施策

特定の部門や特定の従業員に過度な負荷がかからないようにするために、採用体制を強化するとともに、全社的な観点から適材適所の配置を検討・実施し、長期的な勤務を実現できるよう入社時から継続的な教育研修を行います。

具体的には、人事総務課の人員を増加させ採用体制を強化するとともに、従業員の業務スキルをアップさせるために適宜外部の研修を導入し、営業・経理等の特定の分野における知識や経験を有する者が他の従業員を教育する機会を設けるため、社内勉強会を開催いたします。

また、経営会議等で議論される人員配備の問題については、人事異動や採用を行うことで早期に対処することといたします。

当社といたしましては、全社一丸となり、信頼の回復に努めてまいりますので、今後ともご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上